

○米沢市福祉医療給付規則

昭和52年12月27日

規則第25号

改正 昭和53年7月18日規則第20号

昭和54年5月21日規則第16号

昭和56年3月26日規則第9号

(題名改称)

昭和57年6月5日規則第31号

昭和58年1月31日規則第6号

(題名改称)

昭和59年8月31日規則第20号

昭和59年10月1日規則第25号

昭和60年3月2日規則第8号

昭和60年11月26日規則第38号

昭和62年7月28日規則第38号

平成元年9月30日規則第54号

平成4年5月28日規則第26号

平成5年3月30日規則第16号

平成5年6月1日規則第29号

平成6年3月31日規則第18号

平成6年9月30日規則第75号

平成7年3月30日規則第19号

平成7年6月30日規則第39号

平成8年6月27日規則第29号

平成8年10月31日規則第43号

平成9年3月31日規則第19号

平成9年8月27日規則第42号

平成10年6月30日規則第38号

平成11年2月16日規則第8号

平成11年3月30日規則第21号

平成12年8月14日規則第49号

平成12年11月16日規則第60号
平成12年12月28日規則第67号
平成13年3月30日規則第23号
平成14年3月5日規則第3号
平成14年9月30日規則第47号
平成15年3月26日規則第14号
平成16年5月21日規則第21号
平成17年2月14日規則第3号
平成17年11月21日規則第46号
平成18年3月31日規則第29号
平成18年3月31日規則第55号
平成18年5月23日規則第56号
平成19年5月24日規則第30号
平成20年2月22日規則第2号
平成20年6月16日規則第31号
平成21年3月31日規則第17号
平成22年5月31日規則第19号
平成22年12月22日規則第34号
平成24年3月28日規則第16号
平成24年6月29日規則第32号
平成25年3月26日規則第21号
平成25年9月27日規則第39号
平成26年3月24日規則第3号
平成26年6月25日規則第17号
平成26年10月31日規則第32号
平成27年3月24日規則第4号
平成27年11月18日規則第36号
平成27年12月28日規則第47号
平成28年3月25日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、重度心身障がい(児)者(別表第1項各号に掲げる者をいう。以下同じ。)、

乳幼児等及びひとり親家庭等の医療を確保し、社会福祉の増進を図るため、その医療に要する経費の一部を負担し、その軽減を図ることについて、必要な事項を定めるものとする。

(平20規則2・全改、平20規則31・平21規則17・平22規則19・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この規則において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (6) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

2 この規則において「入院療養」とは、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護をいう。

3 この規則において「外来療養」とは、診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療(これらのうち入院療養に係るものを除く。)並びに居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護をいう。

(昭59規則20・昭60規則38・昭62規則38・平9規則19・平12規則49・平20規則2・平21規則17・一部改正)

(対象者)

第3条 医療給付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、社会保険各法の被保険者又は被扶養者で米沢市の住民基本台帳に記録されている者で、別表に掲げるものとする。

(昭57規則31・全改、昭59規則25・昭62規則38・平18規則56・平20規則31・平24規則16・一部改正)

(医療証の交付申請)

第4条 前条に規定する対象者又は対象者の親権を行う者、後見人及びその他の者で現に監護する者(以下「保護者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 重度心身障がい(児)者については、重度心身障がい(児)者医療証交付申請書(様式第1号)
- (2) 子育て支援医療については、子育て支援医療認定交付申請書兼同意書(様式第3号)

- (3) ひとり親家庭等医療については、ひとり親家庭等医療証交付申請書(様式第4号)
(昭56規則9・昭58規則6・平7規則19・平8規則29・平9規則19・平10規則38・平11
規則21・平13規則23・平15規則14・平20規則2・平21規則17・平22規則19・平22規
則34・一部改正)

(対象者の認定及び医療証の交付)

第5条 市長は、前条第1号から第3号までに規定する申請により対象者であることを認定し
たときは、次に掲げる医療証を交付するものとする。

- (1) 重度心身障がい(児)者医療については、重度心身障がい(児)者医療証(様式第5号又
は様式第5号の2。ただし、医療を受ける日に65歳に達している者については、様式第6
号又は様式第6号の2)

- (2) 子育て支援医療については、子育て支援医療証(様式第7号)

- (3) ひとり親家庭等医療については、ひとり親家庭等医療証(様式第8号)

2 市長は、公簿等を確認の上、既に前項第1号の重度心身障がい(児)者医療証又は同項第2
号の子育て支援医療証の交付を受けている者に対し引き続き当該医療証の交付が必要と
認めるときは、その者に対し当該医療証を交付することができる。

(平27規則36・全改、平28規則17・一部改正)

(医療証の適用を開始する日)

第6条 医療証の適用を開始する日は、申請のあつた日の属する月の初日とする。ただし、0
歳児の子育て支援医療証にあつては出生の日とする。

2 対象者が子育て支援医療証を継続して受けようとするときは、当該医療証の適用を開始
する日は、各年齢に達する日の属する月の翌月の初日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、本市に転入(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条に
規定する転入をいう。)した者については、医療証の適用を開始する日は、転入した日と
する。

(平20規則31・全改、平21規則17・一部改正)

(医療証の提示)

第7条 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療
機関等」という。)において診療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に、社会
保険各法に基づく被保険者証又は組合員証とともに、第5条に規定する医療証を提示しな
ければならない。

(平11規則21・平13規則23・平17規則3・平22規則34・平27規則36・平28規則17・一

部改正)

(医療給付の方法)

第8条 医療給付は、社会保険各法の規定する療養の給付並びに療養費及び家族療養費の給付(以下「保険給付」という。)の方法に準じて行うものとする。

(医療給付の額等)

第9条 対象者(次項に掲げる者を除く。)に対する医療給付の額は、保険給付の対象となる療養を受けた場合に、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護(健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)の規定により算定した総医療費の額から、次に掲げる額を控除した額とする。

- (1) 社会保険各法の規定に基づき保険者が負担すべき額(法定給付額)
- (2) 社会保険各法に基づいて定めた規約、定款又は運営規則等により給付を受けることのできる額(附加給付額)
- (3) 他の法令等の規定により、国又は地方公共団体が負担すべき額(その他の給付額)
- (4) 療養の事由が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から療養費に相当する損害賠償を受けたときは、その額(その他の給付額)
- (5) 別表第1項に規定する者が外来療養又は入院療養を受ける場合は診療報酬の算定方法の規定により算定した医療費の額に、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号で定める割合を乗じて得た額(各月において各保険医療機関ごとに、外来療養にあつては高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第15条第2項第1号に規定する額を、入院療養にあつては同条第1項第1号に規定する額を超える場合は、当該規定する額)、同表第2項に規定する者が外来療養を受ける場合は保険医療機関ごとに1日につき530円(その額が総医療費から前各号の規定による額を控除した額を超える場合は、当該控除した額とし、各保険医療機関ごとに1月内に5回以上診療を受けた場合における5回目以降の診療にあつては、0円とする。)、同項に規定する者が入院療養を受ける場合は保険医療機関ごとに1日につき1,200円(総医療費から前各号の規定による額を控除した額が当該一部負担金の額に相当する額よりも少額の場合は、当該控除した額)(一部負担金の額)
- (6) 別表第1項に規定する者が指定訪問看護を受ける場合は訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の規定により算定した指定訪問看護の費用の額に、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項第1号で定める割合を乗じて得た額(各月にお

いて各訪問看護ステーションごとに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条第2項第1号に規定する額を超える場合にあつては、当該規定する額)、同表第2項に規定する者が指定訪問看護を受ける場合は訪問看護ステーションごとに1日につき600円(総医療費から第1号から第4号までの規定による額を控除した額が当該算定した額に相当する額よりも少額の場合は当該控除した額とし、各訪問看護ステーションごとに1月内に6回以上指定訪問看護を受けた場合における6回目以降の指定訪問看護にあつては0円とする。)(基本利用料)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が受けた療養については、対象者に対する医療給付の額は、診療報酬の算定方法及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の規定により算定した総医療費の額から、前項第1号から第4号までに掲げる額を控除した額とする。

(1) 第5条第1項第1号の重度心身障がい(児)者医療証の交付を受けた者で、前年の所得(1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)について所得税を課されていない者(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)がいる者のうち、当該年の末日(当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合にあつては、死亡した日。以下この号において「所得税に係る判定日」という。)における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき380,000円を同法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、所得税に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を630,000円として所得税を計算した場合に、所得税が課されていないこととなるもの(以下「想定所得税非課税者」という。)を含む。)又は前年の所得について所得税が課されていない者(想定所得税非課税者を含む。)に扶養されているもの

(2) 第5条第1項第2号の子育て支援医療証の交付を受けた者

(3) 第5条第1項第3号のひとり親家庭等医療証の交付を受けた者

(昭59規則20・昭62規則38・平4規則26・平6規則18・平6規則75・平9規則42・平12規則49・平12規則60・平12規則67・平13規則23・平14規則47・平16規則21・平18規則56・平19規則30・平20規則2・平20規則31・平21規則17・平22規則19・平24規則16・平24規則32・平25規則21・平25規則39・平26規則3・平27規則4・平27規則36・平28規則17・一部改正)

(医療費の支払等)

第10条 市長は、対象者が保険医療機関等で医療を受けたときは、前条に規定する医療給付の額を、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 市長は、前項の規定による保険医療機関等への支払に関する事務を山形県国民健康保険団体連合会に委託することができる。

3 前2項の規定により難しい場合は、福祉医療給付金支給請求書(様式第9号)により請求者に支給する。この場合、当該請求書に国民健康保険の場合は、保険医療機関等が発行した領収書又は診療内訳書を、国民健康保険以外の社会保険の場合は領収書又は診療内訳書のほかに保険者が発行する診療報酬請求明細書又は給付金支給決定通知書を添付しなければならない。

(昭58規則6・昭62規則38・平7規則19・平10規則38・平17規則3・一部改正)

(医療費の確認)

第11条 医療給付に係る医療費の確認は、保険医療機関等の発行した診療報酬請求明細書、診療報酬請求書又は山形県国民健康保険団体連合会が作成した連名簿により行うものとする。

(平17規則3・平21規則17・一部改正)

(届出義務)

第12条 第3条に規定する対象者であつたものが対象者でなくなつたとき又は対象者の住所、氏名、保険等に変更があつたときは、対象者又は保護者は速やかに福祉医療証受給資格内容等変更届(様式第10号)に第5条に定める医療証を添えて、市長に提出しなければならない。

(昭58規則6・平7規則19・平8規則29・平9規則19・平10規則38・平11規則21・平13規則23・平17規則46・平22規則34・平27規則36・平28規則17・一部改正)

(医療証の再交付)

第13条 医療証を破り、汚し、又は失つたときは、福祉医療証再交付申請書(様式第11号)を市長に提出し、再交付を受けることができる。

(昭58規則6・平7規則19・平8規則29・平9規則19・平10規則38・平11規則21・平13規則23・一部改正)

(不正利得の徴収)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給を受けた額に相当する金額を徴収することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に、老人、重度心身障害(児)者及び乳児の医療費給付の対象となっている者に係る申請書及び医療証については、この規則の規定により提出又は交付されたものとみなす。

(要綱の廃止)

- 3 米沢市医療給付事業実施要綱(昭和48年告示第64号)は、廃止する。

附 則(昭和53年7月18日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年12月27日から適用する。

附 則(昭和54年5月21日規則第6号)

この規則は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月26日規則第9号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年6月5日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年1月31日規則第6号)

- 1 この規則は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日前に行われた医療に係るこの規則による改正前の規定に基づく老人医療の給付については、なお従前の例による。

附 則(昭和59年8月31日規則第20号)

- 1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規則の規定は、昭和59年10月1日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前の療養に係る経費については、なお従前の例による。

附 則(昭和59年10月1日規則第25号)

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月2日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年11月26日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年7月28日規則第38号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の米沢市福祉医療規則(以下「改正後の規則」という。)第9条各号列記以外の部分及び別表第1項第1号から第4号までの規定は、昭和61年度分の医療給付から、改正後の規則第9条第5号の規定及び様式第5号から様式第9号は、昭和62年7月1日から適用する。
- 3 この規則の施行の際、現に医療給付の対象となっている国民健康保険法の被保険者に係る申請書、医療証又は医療給付は、この規則の規定により提出、交付又は給付されたものとみなす。

附 則(平成元年9月30日規則第54号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の米沢市福祉医療規則別表の規定は、平成元年10月1日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前の療養に係る経費については、なお従前の例による。

附 則(平成4年5月28日規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の米沢市福祉医療給付規則の規定は、平成4年7月1日以後に行われた医療行為に係るものについて適用し、同日前の医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成5年3月30日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に医療給付の対象となっている社会保険各法の被保険者に係る申請書又は医療証は、この規則による改正後の申請書又は医療証とみなす。

附 則(平成5年6月1日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の米沢市福祉医療給付規則の規定に基づき作成された様式の内紙は、なお当分の間、使用することができる。

附 則(平成6年9月30日規則第75号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の米沢市福祉医療給付規則の規定は、平成6年10月1日以後に行われた医療行為に係るものについて適用し、同日前の医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の米沢市福祉医療給付規則の規定に基づき作成された様式の内紙は、なお当分の間、使用することができる。

附 則(平成7年3月30日規則第19号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年6月30日規則第39号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の米沢市福祉医療給付規則の規定は、平成7年7月1日以後に行われた医療行為に係るものについて適用し、同日前の医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成8年6月27日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の米沢市福祉医療給付規則の規定は、平成8年7月1日以後に行われた医療行為に係るものについて適用し、同日前の医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成8年10月31日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の米沢市福祉医療給付規則は、平成8年7月1日から適用する。

附 則(平成9年3月31日規則第19号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年8月27日規則第42号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の米沢市福祉医療給付規則の規定は、平成9年9月1日以後に行われた医療に係る経費について適用し、同日前の医療に係る経費については、なお従前の例による。

附 則(平成10年6月30日規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の米沢市福祉医療給付規則の規定に基づき作成された様式第1号、第2号及び第7号の用紙は、なお当分の間、使用することができる。

附 則(平成11年2月16日規則第8号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月30日規則第21号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年8月14日規則第49号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第9条の規定は、平成11年7月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第9条の規定は、平成11年7月1日以後に行われた医療に係る経費について適用し、同日前に行われた医療に係る経費については、なお従前の例による。

附 則(平成12年11月16日規則第60号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成12年12月28日規則第67号)

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は平成13年1月1日から、第2条の規定は平成13年1月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の米沢市福祉医療給付規則の規定は、平成13年1月1日以後に行われる医療に係る経費について適用し、同日前に行われた医療に係る経費については、なお従前の例による。
- 3 この規則中第1条の規定の施行の際、現に医療給付の対象となっている社会保険各法の被保険者に係る申請書又は医療証は、改正後の申請書又は医療証とみなす。

附 則(平成13年3月30日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4条から第7条まで、第12条、第13条、別表及び様式第3号の改正規定、様式第7号の3及び様式第7号の4を削る改正規定並びに様式第10号及び様式第11号の改正規定は、平成13年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条の規定は、平成13年4月1日以後に行われた療養に係る経費について適用し、同日前に行われた療養に係る経費については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月5日規則第3号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年9月30日規則第47号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第9条第1項第7号の改正規定(「同条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法(平成12年厚生省告示第383号)第1号口の規定」を「老人保健法第46条の5の2第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法の一部を改正する件(平成14年厚生労働省告示第162号)による改正前の老人保健法第46条の5の2第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法(平成12年厚生省告示第383号)第1号口の規定(以下「改正前の算定方法」という。)」に改める部分に限る。)及び第9条第2項の改正規定(「老人保健法第46条の5の2第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法第1号口の規定」を「その額に係る指定老人訪問看護につき改正前の算定方法」に、「同号口の規定」を「当該指定老人訪問看護につき改正前の算定方法」に改

める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

- 2 この規則(前項ただし書に掲げる改正規定に限る。)による改正後の第9条の規定は、平成14年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 この規則(第1項ただし書に掲げる改正規定に限る。)による改正後の第9条の規定は、平成14年4月1日以後に行われた療養に係る医療給付の額について適用し、同日前に行われた療養に係る医療給付の額については、なお従前の例による。

- 4 この規則(第1項ただし書に掲げる改正規定を除く。)による改正後の第9条の規定は、平成14年10月1日以後に行われた療養に係る医療給付の額について適用し、同日前に行われた療養に係る医療給付の額については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月26日規則第14号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年5月21日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第9条並びに別表の第1項及び第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の米沢市福祉医療給付規則別表の第2項の規定に該当し、乳幼児医療証の交付を受けている者は、改正後の米沢市福祉医療給付規則別表の第2項の規定に該当し、乳幼児医療証の交付を受けた者とみなす。

附 則(平成17年2月14日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の米沢市福祉医療給付規則の規定に基づき作成された様式用の用紙は、なお当分の間、使用することができる。

附 則(平成17年11月21日規則第46号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第12条及び様式第9号から様式第11号までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の米沢市福祉医療給付規則の規定により作成された様式の内紙は、なお当分の間、使用することができる。

附 則(平成18年3月31日規則第29号)抄

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第55号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月23日規則第56号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第9条第1項各号列記以外の部分の改正規定中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第237号)及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第296号)」を「、診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第102号)」に改める部分及び別表の第1項各号列記以外の部分の改正規定(知的障害者援護施設に係る施設訓練等支援費の支給対象者及び知的障害者援護施設措置費の支弁対象者に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の米沢市福祉医療給付規則別表の第2項の規定に該当し、乳幼児医療証の交付を受けている者は、改正後の米沢市福祉医療給付規則別表第1第2項の規定に該当し、乳幼児医療証の交付を受けた者とみなす。

附 則(平成19年5月24日規則第30号)

(施行期日)

- 1 この規則は平成19年7月1日から施行する。ただし、第9条第2項の改正規定及び別表第1の改正規定(同表第1項各号列記以外の部分を改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則(第1項ただし書に掲げる改正規定を除く。)による改正後の第9条の規定は、平成19年7月1日以後に行われた医療行為に係るものについて適用し、同日前の医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成20年2月22日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年4月1日以前に行われた療養に係る医療給付については、なお従前の例による。

附 則(平成20年6月16日規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定(「平成18年厚生労働省告示第92号」を「平成20年厚生労働省告示第59号」に、「平成18年厚生労働省告示第102号」を「平成20年厚生労働省告示第67号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の米沢市福祉医療給付規則の規定は、平成20年7月1日以後に行われる医療に要する経費について適用し、同日以前に行われた医療に要する経費については、なお従前の例による。ただし、第9条の改正規定(「平成18年厚生労働省告示第92号」を「平成20年厚生労働省告示第59号」に、「平成18年厚生労働省告示第102号」を「平成20年厚生労働省告示第67号」に改める部分に限る。)による改正後の米沢市福祉医療給付規則の規定は、平成20年4月1日以後に行われる医療に要する経費について適用し、同日以前に行われた医療に要する経費については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月31日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、別表第1項の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の期日以前に行われた療養に係る医療給付については、なお従前の例による。
- 3 改正前の米沢市福祉医療給付規則の規定に基づき作成された様式用の用紙は、なお当分の間、使用することができる。

附 則(平成22年5月31日規則第19号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第9条の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療行為に係るものについて適用し、同日前の医療行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成22年12月22日規則第34号)

この規則は、平成23年1月4日から施行する。

附 則(平成24年3月28日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則中第9条の改正規定は平成24年4月1日から、第3条の改正規定は平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 第9条の改正規定の施行の前に行われた療養に係る医療給付については、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月29日規則第32号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の米沢市福祉医療給付規則第9条及び別表の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療行為に係る経費について適用し、同日前に行われた医療行為に係る経費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月26日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の米沢市福祉医療給付規則第9条の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療行為に係る経費について適用し、同日前に行われた医療行為に係る経費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年9月27日規則第39号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の米沢市福祉医療給付規則第9条及び別表の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療行為に係る経費について適用し、同日前に行われた医療行為に係る経費については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月24日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第9条の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療行為に係る経費について適用し、同日前に行われた医療行為に係る経費については、なお従前の例による。

附 則(平成26年6月25日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の米沢市福祉医療給付規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療行為に係る経費について適用し、同日前に行われた医療行為に係る経費については、なお従前の例による。

附 則(平成26年10月31日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月24日規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年11月18日規則第36号)

改正 平成28年3月25日規則第17号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(平28規則17・旧附則・一部改正)

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の米沢市福祉医療給付規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療行為に係る経費について適用し、同日前に行われた医療行為に係る経費については、なお従前の例による。

(平28規則17・追加)

附 則(平成27年12月28日規則第47号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の米沢市福祉医療給付規則の規定により作成された様式用の用紙は、

なお当分の間、使用することができる。

附 則(平成28年3月25日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第1条、第3条、第9条関係)

(昭58規則6・全改、昭59規則20・昭60規則8・昭62規則38・平元規則54・平4規則26・平7規則19・平7規則39・平8規則29・平8規則43・平9規則19・平9規則42・平10規則38・平11規則8・平11規則21・平12規則67・平13規則23・平15規則14・平16規則21・平18規則55・一部改正、平18規則56・旧別表・一部改正、平19規則30・平20規則2・一部改正、平20規則31・旧別表第1・一部改正、平21規則17・平22規則19・平24規則32・平25規則39・平26規則17・平26規則32・一部改正)

1 重度心身障がい(児)者医療対象者

次のいずれかに該当する者。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者、児童福祉施設措置費(医療費に係るものに限る。)の支弁対象者、前年の所得(1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下この項において同じ。)について所得税が課された者(想定所得税非課税者を除く。)及び前年の所得で所得税が課された者(想定所得税非課税者を除く。)に扶養される者のうち高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項第1号の規定に該当する者及び医療を受ける月の属する年度(医療を受ける月が4月から6月までの場合にあっては前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下「市町村民税所得割」という。)の額が235,000円以上の者(扶養親族がいる者のうち、当該年度の初日に属する年の前年の末日(当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合にあっては、死亡した日。以下この項において「所得割に係る判定日」という。)における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき330,000円を同法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、所得割に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を450,000円として市町村民税所得割を計算した場合に、その額が235,000円未満となるものを除く。)を除く。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳1級又は2級の所持者及び知的障がい者(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者をいう。)で知能指数35以下(肢体不自由等の障がい(身体障害者福祉法別表に掲

げる身体上の障害をいう。)を有する者にあつては、50以下)のもの

- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定による精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- (3) 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害等級1級の障害基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第23条第2項又は第25条第1項若しくは第2項の規定による障害等級1級の障害基礎年金及び国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害等級1級の障害年金を含む。)の受給権者
- (4) 精神障がい者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者をいう。)で、恩給法(大正12年法律第48号)の規定による特別項症又は第1項症の増加恩給、国民年金法の規定による障害等級1級の障害基礎年金、その他公的年金各法の障害等級1級の障害年金の受給権者
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2条第1項に規定する障害児で特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3の1級の項に規定する程度の障害の状態にあるもの及び同令別表第1に規定する程度の障害の状態にある20歳以上の者

2 子育て支援医療対象者

出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(生活保護法による被保護者及び児童福祉施設措置費(医療費に係るものに限る。)の支弁対象者を除く。)

3 ひとり親家庭等医療対象者

次のいずれかに該当する者。ただし、生活保護法による被保護者、児童福祉施設措置費(医療費に係るものに限る。)の支弁対象者及び第1項に規定する者を除く。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子又はその者の配偶者(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第3項に規定する配偶者をいう。)が裁判所から同法第10条第1項各号に掲げる事項を命じられ、かつ、当該命令の効力が生じた日から起算して同項各号に規定する期間を経過していないもの(同法第17条第1項の規定により当該命令が取り消された者を除く。)で18歳以下の児童(19歳に達した日の属する月にあつては、18歳以下の児童とみなす。以下同じ。)を扶養しているもの。ただし、前年の所得(1月から6月までの間

に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。第3号において同じ。)

について、所得税が課された者(想定所得税非課税者を除く。)を除く。

(2) 前号に規定する者に扶養されている18歳以下の児童

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条第1項に規定する父母のない児童で18歳以下のもの。ただし、前年の所得について所得税が課された者(想定所得税非課税者を除く。)に養育されている者を除く。

様式第1号(第4条関係)

(日本工業規格A4)

重度心身障がい(児)者医療証交付申請書

年 月 日

医療証を受ける方	フリガナ 氏名			性別	男 ・ 女	医療証番号	
						個人番号	
	生年月日	年 月 日 満 歳			被保険者 (世帯主) との続柄		
	住 所	米沢市					
社加 会入 保状 の況	保 険 種 別	協会・組合・船員・共済 国保(退本・退扶)・組国保・後期	保 険 者 名	保険者番号 ()			
	記 号 番 号		所 在 地				
	被 保 険 者 名		住 所				
	生 年 月 日	年 月 日	勤 務 先				
障 害 年 金 等	障 害 年 金 の 名 称	証 書 記 号 番 号	障 害 名 障 害 等 級	受付開始年月日	有期限	交付を申請する事由(○印) 1 身体障害者手帳1・2級所持者 2 精神障害者保健福祉手帳1級所持者	
	国民年金法による障害等級1 級の障害基礎年金受給権者		1 級				

の 給 付 状 況	知的障がい(児)者及び重度障 がい(児)者		療育手帳A			3 知的障がい者にあつては知能指 数35以下(肢体不自由等の障がい を有する者にあつては50以下)の 者 4 国民年金法による障害等級1級 の障害基礎年金受給権者 5 精神障がい者で、恩給法による 特別項症及び第1項症その他公的 年金各法の障害等級1級の障害年 金の受給者 6 特別児童扶養手当等の支給に関 する法律第2条第1項に規定する障 害児で特別児童扶養手当等の支給 に関する法律施行令別表第3の1級 の項に規定する程度の障害の状態 にあるもの及び同令別表第1に規 定する程度の障害の状態にある20 歳以上の者
	公的年金各法による障害年金 年金法の名称()					
	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律による障害児等					
手 状 帳 取 得 の 況	障 害 名 ・ 障 害 等 級	障害名				等級
	手 帳 番 号 ・ 交 付 月 日	山形県 第 号 年 月 日交付				
上記のとおり申請します。 米沢市長 あて						
					申請者 住所 米沢市 氏名 電話 ()	㊟

様式第3号(第4条関係)

(日本工業規格A4)

子育て支援医療認定交付申請書兼同意書

認定者名 (乳幼児等)	フリガナ		性別	男・女	申請理由	出生・転入・()
	氏名				医療証番号	
	生年月日	年 月 日			個人番号	
	住所	米沢市				
	被保険者との続柄					
第3子以降該当の場合記入 扶養している児童	氏名	続柄	生年月日		同居別居の別	※第3子以降 該当者○印
			年 月 日		同・別	
			年 月 日		同・別	
			年 月 日		同・別	
			年 月 日		同・別	
被保険者	フリガナ		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	氏名				住所	□上と同じ。
	職業	勤務先()			個人番号	
保険の種類	保険加入年月日 年 月 日			協組日船共国組 会合雇員済保国		
保険証 記号番号	記号	番号		保険者 番号		
保険者名				所在地		
上記のとおり子育て支援医療の認定及び子育て支援医療証の交付を申請します。						
同意書						
年 月 日						
米沢市長 あて						
				申請者(被保険者)	住所	米沢市
				氏名		印

様式第4号(第4条関係)

(日本工業規格A4)

ひとり親家庭等医療証交付申請書

年 月 日

		医療証番号		第 号	
医療証を受ける方	個人番号	フリガナ 氏名 生年月日	世帯主との続柄	性別	住 所
		年 月 日生		男・女	
		年 月 日生		男・女	
		年 月 日生		男・女	
		年 月 日生		男・女	
社会加入保険の状況	保険種別	協会・組合・船員・共済・国保(退本・退扶)・組国保・後期		保険者名及び所在地	保険者番号()
	記号番号			被保険者名及び住所	
勤務先				電 話	
ひとり親家庭又は両親のいない児童となった理由	死 亡 ・ 離 婚 ・ 生 死 不 明 ・ 遺 棄 ・ 海 外 ・ 障 が い ・ 拘 禁 ・ 未 婚 の 母 又 は 父 ・ 保 護 命 令				
児童扶養手当受給の有無	有・無	有の場合の番号	形 児		
障がいによる場合の理由(再掲)	1 身体障害者手帳1級又は2級所持者 2 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 3 国民年金法による障害基礎年金1級受給権者 4 公的年金各法による障害年金1級受給権者 5 恩給法による特別項症又は第1項症と認定されている者 6 療育手帳A所持者 7 児童扶養手当法による父障害				
手帳・証書の記号番号					
上記のとおり申請いたします。					
米沢市長 あて		申請者 住所 米沢市 氏名 電話 ()		㊟	

様式第5号(第5条関係)

(表面)

㊦ 重度心身障害（児）者医療証（一部負担金有）									
福祉医療 負担者番号	8	2	0	6	0	0	2	0	
医療証番号									
受給者	住所 米沢市								
氏名								男・女	
生年月日	年 月 日								
被保険者 (世帯主)	氏名								
有効期限	年 月 日まで								
年 月 日から適用します。									
米沢市長 印									
交付年月日	年 月 日交付								
負担する額	医療費の1割(医療機関等、薬局、訪問介護ステーションごとに、外来・調剤・訪問看護は 円/月、入院は 円/月を限度とします。)								
裏面をよく読んでから使用してください。									

(裏面)

- 注 意 事 項
- この証は、あなたが医療費の助成を受けることのできる証ですから大切に保管してください。
 - この証は、保険診療にのみ適用されるので、診療を受けるときは、保険証とつしよに医療機関等の窓口に掲示してください。
 - 次のような場合には、必ず米沢市健康福祉部こども課に届け出てください。
 - 氏名に変更があつたとき。
 - 住所を変更したとき。
 - 加入保険に変更があつたとき。
 - 満年齢が65歳になつたとき(1日生まれについては前月)。
 - この証を破損したり、無くしたりしたときは、保険証と印鑑を持参の上再交付を受けてください。
 - 受給の資格が無くなつたときは、速やかにこの証を市に返還してください。
 - 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪としての処分を受けることになります。
 - この証は、県外の医療機関では使用できません。

(表面)

㊦ 重度心身障害(児)者医療証(一部負担金無)								
福祉医療負担者番号	8	1	0	6	0	0	2	0
医療証番号								
受給者	住所 米沢市							
氏名							男・女	
生年月日	年 月 日							
被保険者(世帯主)氏名								
有効期限	年 月 日まで							
	年 月 日から適用します。 米沢市長 							
交付年月日	年 月 日交付							
裏面をよく読んでから使用してください。								

90 ミリメートル

(裏面)

- 注 意 事 項
- 1 この証は、あなたが医療費の助成を受けることのできる証ですから大切に保管してください。
 - 2 この証は、保険診療にのみ適用されるので、診療を受けるときは、保険証とつしよに医療機関等の窓口に掲示してください。
 - 3 次のことができたときは、必ず米沢市健康福祉部こども課に届け出てください。
 - (1) 氏名に変更があつたとき。
 - (2) 住所を変更したとき。
 - (3) 加入保険に変更があつたとき。
 - (4) 満年齢が 65 歳になつたとき(1 日生まれについては前月)。
 - 4 この証を破損したり、無くしたりしたときは、保険証と印鑑を持参の上再交付を受けてください。
 - 5 受給の資格が無くなつたときは、速やかにこの証を市に返還してください。
 - 6 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪としての処分を受けることになります。
 - 7 この証は、県外の医療機関では使用できません。

(表面)

㊦ 重度心身障がい(児)者医療証 (老人 一部負担金無)								
福祉医療 負担者番号	8	1	0	6	0	0	2	0
医療証番号								
受給者	住所 米沢市							
氏名							男・女	
生年月日	年 月 日							
被保険者 (世帯主) 氏名								
有効期限	年 月 日まで							
	年 月 日から適用します。							
	米沢市長 印							
交付年月日	年 月 日交付							
裏面をよく読んでから使用してください。								
90 ミリメートル								

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この証は、あなたが医療費の助成を受けることのできる証です。大切に保管してください。
- 2 この証は、保険診療にのみ適用されるので、診療を受けるときは、保険証と一緒に医療機関等の窓口で提示してください。
- 3 次のことができたときは、必ず米沢市健康福祉部こども課に届け出てください。
 - (1) 氏名に変更があつたとき。
 - (2) 住所を変更したとき。
 - (3) 加入保険に変更があつたとき。
- 4 この証を破損したり、無くしたりしたときは、保険証と印鑑を持参の上再交付を受けてください。
- 5 受給の資格が無くなつたときは、速やかにこの証を市に返還してください。
- 6 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪としての処分を受けることになります。
- 7 この証は、県外の医療機関では使用できません。

(表面)

㊦ 重度心身障がい(児)者医療証 (老人 一部負担金有)	
福祉医療 負担者番号	8 2 0 6 0 0 2 0
医療証番号	
受給者 住所	米沢市
氏名	
生年月日	年 月 日 男・女
被保険者 (世帯主)氏名	
有効期限	年 月 日まで
年 月 日から適用します。 米沢市長 	
交付年月日	年 月 日交付
負担する額	医療費の1割 (医療機関、薬局、訪問看護ステーションごとに外来・調剤・訪問看護は 円/月、入院は 円/月を 限度とする。)

(裏面)

注 意 事 項

- この証は、あなたが医療費の助成を受けることのできる証ですから、大切に保管してください。
- この証は、保険診療のみに適用されるので、診療を受けるときは、保険証と一緒に医療機関等の窓口に掲示してください。
- この証は、後期高齢者医療の負担区分が1割になったときは、無効になります。
- 次のような場合には、必ず米沢市健康福祉部こども課に届け出てください。
 - 氏名に変更があつたとき。
 - 住所を変更したとき。
 - 加入保険に変更があつたとき。
 - 後期高齢者医療の負担割合が変更になつたとき。
- この証を破損したり無くしたりしたときは、保険証と印鑑を持参の上、再交付を受けてください。
- 受給の資格がなくなつたときは、速やかにこの証を市に返還してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪としての処分を受けることになります。
- この証は、県外の医療機関では使用できません。

127
ミリメートル

90ミリメートル

様式第7号(第5条関係)

(表面)

(裏面)

⊕ 子育て支援医療証 (一部負担金無)									
福祉医療 負担者番号	8	3	0	6	0	0	2	0	
医療証番号									
受給者	住所	米沢市							
	氏名								男・女
被保険者 (世帯主) 氏名	生年月日	年 月 日							
	有効期限	年 月 日まで							
年 月 日から適用します。 米沢市長 印									
交付年月日	年 月 日交付								

裏面をよく読んでから使用してください。

90 ミリメートル

- 注 意 事 項
- 1 この証は、医療費の助成を受けることのできる証ですから大切に保管してください。
 - 2 この証は、保険診療にのみ適用されるので、診療を受けるときは、保険証と併しよに医療機関等の窓口に掲示してください。
 - 3 次のことができたときは、必ず米沢市健康福祉部こども課に届け出てください。
 - (1) 氏名に変更があつたとき。
 - (2) 住所を変更したとき。
 - (3) 加入保険に変更があつたとき。
 - 4 この証を破損したり、無くしたりしたときは、保険証と印鑑を持参の上再交付を受けてください。
 - 5 受給の資格が無くなつたときは、速やかにこの証を市に返還してください。
 - 6 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪としての処分を受けることになります。
 - 7 この証は、県外の医療機関では使用できません。

(表)

㊦ ひ と り 親 家 庭 等 医 療 証								
福祉医療 負担者番号	8	5	0	6	0	0	2	0
医療証番号								
住所・氏名・生年月日					有効期限			
受	米沢市				年月日			
	年月日生				年月日まで			
給	米沢市				年月日			
	年月日生				年月日まで			
者	米沢市				年月日			
	年月日生				年月日まで			
年 月 日から適用します。 米沢市長 ㊦								
交 付 年 月 日	年 月 日				日交付			
裏面をよく読んでから使用してください。								

90 ミリメートル

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、あなたが医療費の助成を受けることのできる証です
から大切に保管してください。
- 2 この証は、保険診療のみに適用されるので、診療を受ける
ときは、保険証と併しよに医療機関等の窓口に掲示してくだ
さい。
- 3 次のような場合には、必ず米沢市健康福祉部こども課に届け
出てください。
(1) 氏名に変更があつたとき。
(2) 住所を変更したとき。
(3) 加入保険に変更があつたとき。
- 4 この証を破損したり、無くしたりしたときは、保険証と印鑑
を持参の上再交付を受けてください。
- 5 受給の資格が無くなつたときは、速やかにこの証を市に返還
してください。
- 6 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪としての処
分を受けることになります。
- 7 この証は、県外の医療機関では使用できません。

様式第9号(第10条関係)

(日本工業規格A4)

福祉医療給付金支給請求書

平成 年 月 日

米沢市長 あて

請求者 住所 米沢市 _____

フリガナ _____

(口座人名義) 氏名 _____ (印)

電話 () _____

次のとおり申請します。

福祉医療の種類	一部負担金	医療証番号	受給者氏名
1 重度心身障がい(児)者医療 2 子育て支援医療 3 ひとり親家庭等医療	有 無		(男・女) 生年月日 年 月 日
振替希望金融機関 (請求者名義の口座)	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	口座番号

診療の年月	平成 年 月	
診療の種類別	1 外来(回)	2 入院(日)
診療の点数	点	
医療機関等の名称		

福祉医療証受給資格内容等変更届兼同意書

重度心身障がい(児)者医療証(老人)
 重度心身障がい(児)者医療証
 子育て支援医療証(歳児用)
 ひとり親家庭等医療証
 受給資格内容等に下記のとおり変更が生じたので届けます。
 年 月 日
 米沢市長 あて

同意書

届出者(被保険者) 住所 米沢市
 氏名
 電話

受給者	医療証番号		住 所		
	氏 名				
	個人番号		生年月日	年 月 日	
変 更 事 項	変更事由	保険変更	住所変更		
	変更年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		旧		新	
	氏 名				
	住 所				
	加 入 保 険	被保険者名			
		保 険 種 別	協会・組合・船員・共済・ 国保・組国・後期	協会・組合・船員・共済・ 国保・組国・後期	
		記 号 番 号			
		保 険 者 名			
		所 在 地			
保 険 者 番 号					
	受給者との 続 柄				
	一部負担金				

福祉医療証再交付申請書

受 給 者	医療証 番号		保険種別		負担金	有・無
	氏名				生年月日	・
	住所				世帯主 氏名	
<p>重度心身障がい(児)者医療証(老人) 重度心身障がい(児)者医療証を亡失したので、再交付を申請します。 子育て支援医療証(歳児用)を破損 ひとり親家庭等医療証</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名</p> <p>米沢市長 あて</p>						

様式第1号(第4条関係)

(平5規則29・全改、平6規則75・平10規則38・平11規則8・平17規則3・平19規則30・平20規則2・平22規則19・平27規則4・平27規則47・一部改正)

様式第2号 削除

(平15規則14)

様式第3号(第4条関係)

(平22規則34・全改、平27規則4・平27規則47・一部改正)

様式第4号(第4条関係)

(平10規則38・平17規則3・平20規則2・平22規則19・平27規則4・平27規則47・一部改正)

様式第5号(第5条関係)

(平元規則54・全改、平4規則26・平5規則16・平10規則38・平12規則49・平12規則67・平13規則23・平14規則3・平17規則46・平18規則29・平18規則56・平19規則30・一部改正)

様式第5号の2(第5条関係)

(平元規則54・全改、平5規則16・平14規則3・平17規則46・平18規則29・一部改正)

様式第6号(第5条関係)

(平元規則54・全改、平5規則16・平12規則67・平14規則3・平17規則46・平18規則29・平20規則2・一部改正)

様式第6号の2(第5条関係)

(平19規則30・追加、平20規則2・一部改正)

様式第7号(第5条関係)

(平元規則54・全改、平5規則16・平8規則29・平14規則3・平17規則46・平18規則29・平21規則17・平22規則34・平27規則36・一部改正、平28規則17・旧様式第7号の2繰上・一部改正)

様式第8号(第5条関係)

(平元規則54・全改、平5規則16・平14規則3・平17規則46・平18規則29・平22規則19・一部改正)

様式第9号(第10条関係)

(平17規則46・全改、平20規則2・平21規則17・平22規則19・平27規則4・一部改正)

様式第10号(第12条関係)

(平7規則19・全改、平8規則29・平9規則19・平10規則38・平11規則21・平13規則23・平17規則3・平17規則46・平20規則2・平21規則17・平22規則19・平22規則34・平27規則4・平27規則47・一部改正)

様式第11号(第13条関係)

(平元規則54・全改、平6規則18・平7規則19・平8規則29・平9規則19・平10規則38・平11規則21・平13規則23・平17規則3・平17規則46・平20規則2・平21規則17・平22規則19・平27規則4・一部改正)